

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号)

実施 平成14年10月18日

第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

2 料金額

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリ-X又はカテゴリ-Fに係るもの

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供するもの

2-5-1-1-1～2-5-1-1-2 (略)

2-5-1-1-3 通信制御機能

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)

備考

- 当社は、モバイルアクセス契約群識別番号ごとにこの機能を提供します。  
ただし、アクセス方式混在機能又は国際ローミング機能を利用する場合は、それぞれの通信方式ごとにこの機能を提供します。
- 同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能の利用にあたっては、次の例外があります。  
(1) アクセス方式混在機能を利用する場合、卸FOMAサービスに係る契約者回線と卸Xiサービス及び卸5Gサービスに係る契約者回線との通信を不可能とすることはできません。  
ただし、国際ローミング機能を利用した通信については、卸FOMAサービスに係る契約者回線と卸Xiサービスに係る契約者回線との通信を不可能とします。  
(2) 通常回線 (スタンバイ回線以外の契約者回線をいいます。) とスタンバイ回線 (モバイルアクセス網に障害が発生する等の理由により、通信経路が通

▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号)

実施 平成14年10月18日

第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

2 料金額

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリ-X又はカテゴリ-Fに係るもの

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供するもの

2-5-1-1-1～2-5-1-1-2 (略)

2-5-1-1-3 通信制御機能

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)

備考

- 当社は、モバイルアクセス契約群識別番号ごとにこの機能を提供します。  
この場合において、モバイルアクセス契約者が国際ローミング機能を利用するときは、モバイルアクセス契約者は、国際ローミング機能を利用する通信について国際ローミング機能を利用しない通信とは異なる設定を行うことができます。
- 同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能の利用にあたっては、次の例外があります。  
  
通常回線 (スタンバイ回線以外の契約者回線をいいます。) とスタンバイ回線 (モバイルアクセス網に障害が発生する等の理由により、通信経路が通

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

常と異なる経路に切り替わった契約者回線をいいます。)との間の通信を不可能とすることはできません。

3 (略)

常と異なる経路に切り替わった契約者回線をいいます。)との間の通信を不可能とすることはできません。

3 (略)

2-5-1-1-4 アクセス方式混在機能

区 分	単 位	料 金 額
<u>1のモバイルアクセス契約群識別番号において、3G(卸FOMAサービスを利用するものをいいます。)とLTE及び5Gを混在可能とする機能</u>	<u>1のモバイルアクセス契約群識別番号ごとに(月額)</u>	—
<u>備考 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーXに係る者に限ります。)に限り、モバイルアクセス契約群識別番号ごとにこの機能を提供します。</u>		

2-5-1-2 (略)

2-5-2～2-5-3 (略)

2-5-1-2 (略)

2-5-2～2-5-3 (略)

附 則(平成29年6月29日NS才第00210363号)

(実施期日)

1 (略)

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスであって、種別がカテゴリーC若しくはカテゴリーLに係るもの又は附帯サービス(移動無線装置の提供に係るものに限ります。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、次に掲げる契約内容の変更の請求等に限り行うことができます。

(1) (略)

(2) (略)

(3) モバイルアクセスサービスの種別の変更(カテゴリーC又はカテゴリーLからカテゴリーXへの変更)に限り、この場合において、当社は変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。)

附 則(平成29年6月29日NS才第00210363号)

(実施期日)

1 (略)

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスであって、種別がカテゴリーLに係るもの(LTEに限ります。以下この附則において同じとします。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、次に掲げる契約内容の変更の請求等に限り行うことができます。

(1) (略)

(2) (略)

(3) モバイルアクセスサービスの種別の変更(カテゴリーLからカテゴリーXへの変更)に限り、この場合において、当社は変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。)

**モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年3月1日現在**

～2026年3月31日 2026年4月1日～

<p>(4) 付加機能（通信制御機能 <a href="#">又はアクセス方式混在機能</a>に係るものに限ります。）に係る利用の開始、変更又は廃止</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(4) 付加機能（通信制御機能に係るものに限ります。）に係る利用の開始、変更又は廃止</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
--	---

<p>附 則（令和2年2月21日 N S 才第00607161号） （実施期日）</p> <p>1 (略) （経過措置）</p> <p>2 <a href="#">この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスのカテゴリ-Xであって、株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸FOMAサービスに係るもの（以下この附則において「3G」といいます。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</a></p> <p>3 <a href="#">前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、3G以外のモバイルアクセスサービスから3Gへの変更となる場合及びカテゴリ-Xの標準プラン以外のモバイルアクセスサービスからカテゴリ-Xの標準プランへの変更となる場合を除き、契約内容の変更の請求等を行うことができます。</a></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>附 則（令和2年2月21日 N S 才第00607161号） （実施期日）</p> <p>1 (略) （経過措置）</p> <p>2 <a href="#">削除</a></p> <p>3 <a href="#">削除</a></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
---	--

<p>附 則（令和4年10月18日 C N S 1 才第00974227号） （実施期日）</p> <p>1 (略) （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービス（カテゴリ-Xに係るものに限ります。）のアクセス方式は、それぞれ次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">アクセス方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><a href="#">卸FOMAサービスを利用するもの</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">3G</a></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸Xiサービスを利用するもの</td> <td style="text-align: center;">LTE</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	アクセス方式	<a href="#">卸FOMAサービスを利用するもの</a>	<a href="#">3G</a>	卸Xiサービスを利用するもの	LTE	<p>附 則（令和4年10月18日 C N S 1 才第00974227号） （実施期日）</p> <p>1 (略) （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービス（カテゴリ-Xに係るものに限ります。）のアクセス方式は、それぞれ次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">アクセス方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">卸Xiサービスを利用するもの</td> <td style="text-align: center;">LTE</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	アクセス方式	卸Xiサービスを利用するもの	LTE
区 分	アクセス方式										
<a href="#">卸FOMAサービスを利用するもの</a>	<a href="#">3G</a>										
卸Xiサービスを利用するもの	LTE										
区 分	アクセス方式										
卸Xiサービスを利用するもの	LTE										

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

附 則（令和8年2月19日 CNS1サ第000400015291-01号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 NS才第00210363号（平成29年6月29日）の附則2を次のとおり改めます。

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスであって、種別がカテゴリ-Lに係るもの（LTEに限ります。以下この附則において同じとします。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

5 NS才第00210363号（平成29年6月29日）の附則3の(3)を次のとおり改めます。

(3) モバイルアクセスサービスの種別の変更（カテゴリ-Lからカテゴリ-Xへの変更に限ります。この場合において、当社は変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。）

6 NS才第00210363号（平成29年6月29日）の附則3の(4)を次のとおり改めます。

(4) 付加機能（通信制御機能に係るものに限ります。）に係る利用の開始、変更又は廃止

7 NS才第00607161号（令和2年2月21日）の附則2及び3を削除します。

8 CNS1サ第00974227号（令和4年10月18日）の附則の表を次のとおり改めます。

区 分	アクセス方式
卸Xiサービスを利用するもの	LTE